

大垣市税条例の一部を改正する条例 新旧対照表

第1条による改正（大垣市税条例（昭和25年条例第24号））

改正案	現 行
<p>(読替規定)</p> <p>第8条 <u>法附則第15条から第15条の3の2まで</u>、<u>第61条又は第62条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第36条の2第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は<u>附則第15条から第15条の3の2まで</u>、<u>第61条若しくは第62条</u>」とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第8条の2 略</p> <p>2～18 略</p> <p>19 <u>法附則第62条に規定する市の条例で定める割合は0とする。</u></p> <p>(都市計画税に関する読替規定)</p> <p>第16条 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項まで、<u>第15条の2第2項、第15条の3又は第61条</u>の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第151条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は<u>附則第15条から第15条の3まで若しくは第61条</u>」とする。</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の非課税)</p> <p>第18条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対し</p>	<p>(読替規定)</p> <p>第8条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第36条の2第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は<u>附則第15条から第15条の3の2まで</u>」とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第8条の2 略</p> <p>2～18 略</p> <p>(都市計画税に関する読替規定)</p> <p>第16条 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項まで、<u>第15条の2第2項又は第15条の3</u>の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第151条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は<u>附則第15条から第15条の3まで</u>」とする。</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の非課税)</p> <p>第18条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対し</p>

改正案	現 行
<p>ては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間(附則第18条の6第3項において「特定期間という。」に行われたときに限り、第64条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p>	<p>ては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(附則第18条の6第3項において「特定期間という。」に行われたときに限り、第64条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p>

第2条による改正（大垣市税条例（昭和25年条例第24号））

改正案	現 行
<p>(読替規定)</p> <p>第8条 法附則第15条から第15条の3の2、<u>第63条又は第64条</u>までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第36条の2第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第63条若しくは第64条</u>」とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第8条の2 略</p> <p>2～18 略</p> <p>19 法<u>附則第64条</u>に規定する市の条例で定める割合は0とする。</p> <p>(都市計画税に関する読替規定)</p> <p>第16条 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項まで、第15条の2第2項、第15条の3又は第61条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第151条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33</p>	<p>(読替規定)</p> <p>第8条 法附則第15条から第15条の3の2、<u>第61条又は第62条</u>までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第36条の2第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条若しくは第62条</u>」とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第8条の2 略</p> <p>2～18 略</p> <p>19 法<u>附則第62条</u>に規定する市の条例で定める割合は0とする。</p> <p>(都市計画税に関する読替規定)</p> <p>第16条 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項まで、第15条の2第2項、第15条の3又は第61条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第151条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33</p>

改正案	現 行
<p>項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)</u></p> <p><u>第31条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第26条の8の規定を適用する。</u></p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)</u></p> <p><u>第32条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第5条の6の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。</u></p>	<p>項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第61条」とする。</p>